

第47期 定時株主総会 招集ご通知



開催日時

2026年5月27日（水曜日）
午前10時00分（受付開始：午前9時30分）

開催場所

福岡市博多区石城町2番1号
福岡国際会議場4階411・412号室
（末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。）

■ 決議事項

- 第1号議案 取締役8名選任の件
- 第2号議案 補欠監査役1名選任の件
- 第3号議案 退任取締役に対する退職慰労金贈呈の件

株式会社きよくとう

証券コード：2300

目次

第47期定時株主総会招集ご通知	1頁
議決権行使についてのご案内	3頁
事業報告	5頁
計算書類	21頁
監査報告	34頁
株主総会参考書類	37頁

書面又はインターネットによる議決権行使期限

2026年5月26日（火曜日）
午後5時00分まで

(証券コード 2300)
2026年5月12日
(電子提供措置の開始日 2026年5月1日)

株 主 各 位

福岡市博多区金の隈一丁目28番53号
株式会社 きよくとう
代表取締役社長 井上 和美

第47期定時株主総会招集ご通知

拝啓 株主の皆様には、平素より格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第47期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について、電子提供措置をとっており、以下のインターネット上の各ウェブサイトにて「第47期定時株主総会招集ご通知」として掲載しておりますので、いずれかのウェブサイトにアクセスの上、ご確認くださいようお願い申し上げます。

【当社ウェブサイト】 <http://www.cl-kyokuto.co.jp/ir/data9.php>



【東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）】
<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



東証ウェブサイトでは、「銘柄名（会社名）」に『きよくとう』又は「コード」に証券コード『2300』を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類／PR情報」を順に選択の上、ご確認ください。

【株主総会ポータル（三井住友信託銀行）】
<https://www.soukai-portal.net>

議決権行使書用紙にあるQRコードを読み取るか、ログインID・パスワードをご入力ください。
※QRコードは(株)デンソーウェブの登録商標です。

なお、当日ご出席されない場合は、書面又はインターネットによって議決権を行使することができますので、お手数ながら株主総会参考書類をご検討の上、2026年5月26日（火曜日）午後5時00分までに議決権を行使いただきますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2026年5月27日（水曜日）午前10時00分（受付開始 午前9時30分）
2. 場 所 福岡市博多区石城町2番1号
福岡国際会議場 4階 411・412号室
（末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。）
3. 目的事項
報告事項 第47期（2025年3月1日から2026年2月28日まで）事業報告の内容及び計算書類の内容報告の件

決議事項
第1号議案 取締役8名選任の件
第2号議案 補欠監査役1名選任の件
第3号議案 退任取締役に対する退職慰労金贈呈の件

以 上

-
- ◎ 電子提供措置事項に修正が生じた場合は、前述のインターネット上の各ウェブサイトにてその旨、修正前の事項及び修正後の事項を掲載させていただきます。
 - ◎ 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
 - ◎ 議決権行使書面において、議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。
 - ◎ 各ウェブサイトは定期メンテナンス等により一時的にアクセスできない状態となることがございます。閲覧できない場合は、他のウェブサイトからご確認いただくか時間をおいて再度アクセスくださいますようお願い申し上げます。

議決権行使についてのご案内

株主総会にご出席される場合



株主総会
開催日時

2026年5月27日（水曜日）
午前10時00分（受付開始 午前9時30分）

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出いただきますようお願い申し上げます。また、開会時刻間際には受付の混雑が予想されますので、お早めにご来場いただきますようお願い申し上げます。

株主総会にご出席されない場合



書面による議決権行使のお手続きについて

行使期限

2026年5月26日（火曜日）
午後5時00分到着分まで

同封の議決権行使書用紙に各議案に対する賛否をご表示いただきご返送ください。また、同封の記載面保護シールのご利用をお願い申し上げます。



インターネットによる議決権行使のお手続きについて

行使期限

2026年5月26日（火曜日）
午後5時00分受付分まで

インターネットによる議決権行使は、当社の指定する以下の議決権行使ウェブサイトパソコン又はスマートフォンを用いてご利用いただくことによつてのみ可能です。

株主総会ポータルURL

<https://www.soukai-portal.net>

議決権行使ウェブサイト

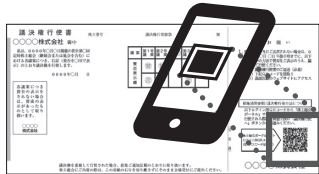
<https://www.web54.net>

インターネットによる 議決権行使のご案内

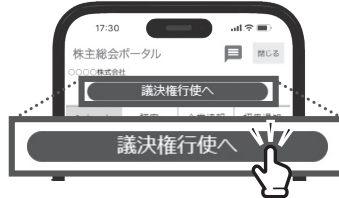
インターネットによる議決権行使期限
2026年5月26日（火曜日）午後5時00分まで

スマートフォン等による議決権行使方法

- 1 議決権行使書用紙に記載のQRコードを読み取ります。
- 2 株主総会ポータルトップ画面から「議決権行使へ」ボタンをタップします。
- 3 スマート行使[®]トップ画面が表示されます。以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



※QRコードは（株）デンソーウェブの登録商標です。



PC等による議決権行使方法

以下のURLより議決権行使書用紙に記載のログインID・パスワードをご入力の上アクセスしてください。ログイン以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

株主総会ポータルURL ▶ <https://www.soukai-portal.net>

議決権行使ウェブサイトも引き続きご利用いただけます。▶ <https://www.web54.net>

ご注意事項

- 一度議決権を行使した後で行使内容を変更される場合、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」「パスワード」をご入力いただく必要があります。
- インターネットと書面により重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使を有効なものとしたします。また、インターネットによって複数回議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。

お問い合わせ

三井住友信託銀行
証券代行ウェブサポート
専用ダイヤル

0120-652-031

(受付時間 9時～21時)



ぜひQ&Aも
ご確認ください。

事業報告

(2025年3月1日から2026年2月28日まで)

1. 会社の現況に関する事項

(1) 事業の経過及び成果

当事業年度における我が国の経済は、インバウンド需要や大手企業の好調な事業活動で市況に上昇基調が見られました。その一方、米国の通商政策の転換に伴う関税引き上げや円安の進行による輸入コストの上昇、さらにはウクライナ・中東両危機の長期化による将来への不透明感が、企業活動のみならず、個人消費においてもさらなる物価上昇への生活防衛意識に浸透し始めております。

クリーニング業界においても、総需要の回復が緩慢な中、原材料費の高騰、深刻化する人手不足への対応が急務となっており、経営環境は引き続き厳しい状況にあります。

このような事業環境の下、当社はさらなる企業価値の向上を目指し、お客様の利便性を追求した新たなサービスの提供や品質向上への取り組みを積極的に実施してまいりました。

営業面では、新商品として、資源のリサイクル・環境保全につながる「羽毛布団リフォーム」を低価格で提供するサービスを2025年5月1日より開始しました。また、閉店後のお客様のニーズに対応するため、一部店舗に配備しておりました『無人お渡しロッカー』を、受け渡し双方向の受付に対応する『無人受け渡しシステム』に順次移行するとともに、より高効率店への移設を行いました。本施策は、サービスの利便性向上とあわせ、人手不足の補完にも寄与しました。

生産面では、お客様にご満足いただく品質をお届けするため、2025年9月1日の価格改定に伴って全てのドライ洗いについて水溶性の汚れにも対応する「オゾン&アクア/ドライ」を標準提供し、同時に全ての水洗いについて「消臭・抗菌加工」を標準仕様としました。

投資面では、2025年3月1日に全店のPOSレジを一斉更新し、現場の受付事務を効率化しました。また、2025年5月1日にM&Aによって、福岡県久留米地区の工場用施設および4つのクリーニング取次所を譲り受け、福岡県南部・佐賀県南部におけるネットワークを再編して収益基盤を強化しました。

店舗政策では、新規出店を2店舗、既存店舗のリニューアルを14店舗実施しました。また、16店舗を閉鎖し、当事業年度末の店舗数は478店舗となりました。

以上の結果、当事業年度は、クリーニング総需要の低迷が続く中、当社は諸施策に取り組みましたが、売上高は52億4千4百万円（前期比2.5%減）となりました。

利益につきましては、人件費やPOSレジ費用等が増加したことから、営業利益2百万円（前期比96.9%減）、経常利益9千5百万円（前期比47.4%減）となり、当期純利益は5千3百万円（前期比35.1%減）となりました。

事業の区分別売上高

区 分	当事業年度売上高		前事業年度売上高		対前事業年度比	
	売上高 (千円)	構成比 (%)	売上高 (千円)	構成比 (%)	増減額 (千円)	前事業年度 対比率 (%)
ドライクリーニング	3,849,375	73.4	3,933,143	73.1	△83,768	97.9
ランドリー	1,250,557	23.8	1,308,402	24.3	△57,845	95.6
その他の売上高	144,254	2.8	139,078	2.6	5,175	103.7
合 計	5,244,187	100.0	5,380,624	100.0	△136,437	97.5

(2) 設備投資の状況

当事業年度に実施した設備投資の総額は3千9百万円であり、その主なものは、年度計画に基づく店舗改装等であります。

(3) 資金調達の状況

当事業年度の所要資金は内部留保により充当しております。

(4) 対処すべき課題

当業界におきましても、2026年度は、他業界同様に原材料コストや人件費の上昇が懸念され、このような状況の下、当社はお客様の多様なニーズに対応するサービスを創出するとともに、引き続き安定した収益基盤の構築と持続的な成長を目指して、次の課題に対処してまいります。

①基幹事業であるホームクリーニング事業の強化

基幹事業であるホームクリーニング業の収益の回復を最重要課題と位置づけ、サービスの向上に継続して取り組んでまいります。

・会員とのつながりを大切に基盤づくり

人口動態の変化が続く中での収益基盤づくりは、会員基盤の拡充を経営の柱と捉え、引き続き、入会促進キャンペーンやデジタルを活用した情報発信等の施策を積極的に展開し、来店頻度の向上と顧客接点の創出を図ってまいります。

- ・高付加価値サービスの充実と顧客満足の上昇

仕上げの品質に加え、クリーニングのオプションであるシミ抜き・撥水加工・防虫加工といった家庭ではできない付加価値サービスの充実を他社との差別化のポイントと捉え、丁寧に説明・提案することにより、顧客満足度・客単価の上昇を通して収益力の強化につなげてまいります。

- ・季節性の少ない商品の取り扱いの強化

スニーカークリーニングや衣類のリフォーム等、閑散期にも安定して取り扱いが見込める商品や季節性の少ない品目分野の開拓等の取り組みを強化してまいります。

②新規事業の開拓の検討

既存事業で培ってきたノウハウと顧客基盤を活かしながら、中期的な成長を見据えた新規事業の検討にも積極的に取り組み、企業価値のさらなる向上を図ってまいります。

- ・広域店舗網を利用した収益機会の創出

多店舗広域展開している店舗網を利用した新たなサービスや事業領域の開拓検討等、お客様の来店頻度の増加につなげる取り組みを検討してまいります。

以上のとおり、株主の皆様、お客様をはじめとするステークホルダーの皆様の期待に応えられるよう、企業価値の向上に努めてまいります。

何卒、株主の皆様の変わらぬご支援とご理解を賜りますよう、お願い申し上げます。

(5) 財産及び損益の状況の推移

(単位：千円)

区 分	期 間	第44期 2023年2月期	第45期 2024年2月期	第46期 2025年2月期	第47期(当事業年度) 2026年2月期
売 上 高		4,688,683	4,917,343	5,380,624	5,244,187
経常利益 又は経常損失 (△)		△93,319	163,613	182,112	95,774
当期純利益 又は当期純損失 (△)		△169,780	119,012	83,050	53,880
1株当たり当期純利益 又は当期純損失 (△)		△32円27銭	22円62銭	15円78銭	10円24銭
総 資 産		3,773,299	4,327,964	4,396,912	4,408,327
純 資 産		1,776,956	2,115,017	2,141,043	2,302,971

- (注) 1. 1株当たり当期純利益又は当期純損失 (△) は、事業年度中の平均自己株式数を控除した事業年度中の平均発行済株式総数により算出しております。
2. 2025年2月期より収益認識に関する会計方針を変更し、2024年2月期の売上高は遡及処理の内容を反映させた数値を記載しております。

(6) 重要な親会社及び子会社の状況

該当事項はありません。

(7) 他の会社の事業の譲受けの状況

当社は、福岡県の営業基盤の強化を図るため、2025年5月1日付で、株式会社龍クリーニングの事業の一部を譲り受けております。

(8) 主要な事業内容

- ① クリーニング業及びクリーニング業の経営指導
- ② 紳士服、婦人服及び寝具のリフォーム
- ③ 上記に付帯する一切の業務

(9) 事業所及び工場

- ① 本 社 福岡市博多区金の隈一丁目28番53号
 ② 工 場

《九州北地区》

中間工場 福岡県中間市
 宮田工場 福岡県宮若市
 福岡プラント 福岡県福津市
 東部工場 福岡市東区
 多の津工場 福岡県糟屋郡粕屋町
 宇美工場 福岡県糟屋郡宇美町
 博多プラント 福岡市博多区

《九州中地区》

水城工場 福岡県太宰府市
 那珂川工場 福岡県那珂川市
 中央工場 福岡市城南区
 大手門プラント 福岡市中央区
 西部工場 福岡市早良区
 賀茂工場 福岡市早良区
 今光工場 福岡県那珂川市
 大橋工場 福岡市南区

(2025年10月31日閉鎖しました)

《九州西南地区》

石丸工場 福岡市西区
 伊都プラント 福岡市西区
 唐津プラント 佐賀県唐津市
 甘木プラント 福岡県朝倉郡筑前町
 上峰工場 佐賀県三養基郡上峰町
 高木瀬プラント 佐賀県佐賀市
 小城プラント 佐賀県小城市

《中国地区》

宇部工場 山口県宇部市
 防府工場 山口県防府市
 山口工場 山口県山口市
 中広工場 広島市西区
 福山プラント 広島県福山市
 三次プラント 広島県三次市
 松江工場 島根県松江市
 出雲プラント 島根県出雲市

《関西地区》

久々知工場 兵庫県尼崎市
 西宮工場 兵庫県西宮市
 住之江工場 大阪市住之江区
 門真工場 大阪府門真市
 堺工場 堺市中区

《関東地区》

港北工場 横浜市都筑区
 稲城プラント 東京都稲城市
 阿佐ヶ谷工場 東京都杉並区
 和光工場 埼玉県和光市
 西足立工場 東京都足立区
 板橋工場 東京都板橋区

(10) 従業員の状況

従業員数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤務年数
名 141	名 △11	歳 49.5	年 15.3

(注) 上記のほか、パートタイマーの事業年度末人員は736名であり、前事業年度末に比べ4名減少しております。

(11) 主要な借入先

借入先	借入額
株式会社西日本シティ銀行	814,717千円
株式会社佐賀銀行	80,000千円
株式会社十八親和銀行	70,000千円

(12) その他重要な事項

2025年12月上旬に、社内において専務取締役弓削道哉氏による不適切な経費精算の疑義が認められたため、当社と利害関係がない外部専門家(弁護士及び公認会計士)による詳細な調査を行ってまいりました。その結果、出張旅費や物品購入等について事実と異なる経費精算を行い、同氏が受領していたことが判明しました。

同氏のこれらの行為は、会社法に定める取締役としての善管注意義務及び忠実義務に違反するものであり、当社は、この度の事態を真摯に受け止め、外部専門家と協議をしながら、必要な対応をとるとともに、再発防止に向け、ガバナンスの強化に努めてまいります。

2. 会社の状況に関する事項

(1) 株式に関する事項

① 発行可能株式総数	20,000,000株
② 発行済株式の総数	5,261,026株 (自己株式290,204株を除く)
③ 株 主 数	12,872名
④ 大 株 主	

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
	千株	%
牧 平 年 廣	1,591	30.25
き よ く と う 社 員 持 株 会	269	5.12
株 式 会 社 西 日 本 シ テ ィ 銀 行	250	4.75
株 式 会 社 十 八 親 和 銀 行	220	4.18
永 田 光 春	147	2.80
株 式 会 社 佐 賀 銀 行	140	2.66
牧 平 京 子	132	2.51
ロ イ ヤ ル ネ ッ ト ワ ー ク 株 式 会 社	100	1.90
富 沢 広 之	89	1.71
株 式 会 社 ツ ー ・ エ ム 化 成	71	1.35

- (注) 1. 持株比率は、自己株式(290,204株)を控除して計算しております。
 2. 持株数は千株未満を切捨表示し、持株比率は表示未満の端数を四捨五入しております。

(2) 会社の新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

(3) 会社役員に関する事項

① 取締役及び監査役の氏名等（2026年2月28日現在）

氏名	地位及び担当	重要な兼職の状況
牧平年廣	代表取締役会長兼社長	学校法人鎮西学院 理事
井上和美	取締役副社長	
弓削道哉	専務取締役	
丸林凡和	取締役（管理本部長）	
齊藤博	取締役（業務本部長）	
村上忍	取締役（営業開発部長）	
山口強志	取締役（経営企画室長）	株式会社大洋 代表取締役社長
重松史郎	取締役	司法書士重松事務所 代表 社会福祉法人那珂川福祉会 理事 学校法人鎮西学院 理事長
池田早織	取締役	徳永・松崎・齊藤法律事務所 パートナー弁護士 大石産業株式会社 取締役監査等委員（社外）
明智正彦	常勤監査役	
中嶋久夫	監査役	田崎税理士事務所 税理士 株式会社ミキサーセンター 監査役（社外）
神尾康生	監査役	神尾公認会計士事務所 代表 税理士法人神尾アンドパートナーズ 代表社員 株式会社ウチヤマホールディングス 取締役監査等委員（社外）

(注) 1. 取締役 重松史郎氏、池田早織氏は会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。また、監査役 明智正彦氏、中嶋久夫氏、神尾康生氏は会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。

2. 当事業年度中の役員の異動は次のとおりであります。

(1) 2025年5月28日開催の第46期定時株主総会終結の時をもって、監査役 大久保壽人氏は任期満了により退任いたしました。

- (2) 2025年5月28日開催の第46期定時株主総会において、監査役 明智正彦氏が新たに選任され、就任いたしました。
3. 監査役 明智正彦氏は、金融機関における長年の経験があり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
 4. 監査役 中嶋久夫氏は、税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
 5. 監査役 神尾康生氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
 6. 社外取締役 重松史郎氏、池田早織氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として同取引所に届け出ております。
 7. 社外監査役 中嶋久夫氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として同取引所に届け出ております。
 8. 代表取締役会長兼社長 牧平年廣氏は、2026年3月1日付で代表取締役会長に就任いたしました。
 9. 取締役副社長 井上和美氏は、2026年3月1日付で代表取締役社長に就任いたしました。

② 責任限定契約の内容の概要

当社は、2024年5月28日開催の第45期定時株主総会で定款を変更し、取締役（業務執行取締役等を除く）及び監査役の責任限定契約に関する規定を設けております。

当該定款に基づき、取締役 池田早織氏と当社は、会社法第423条第1項の責任について、その職務を行うにつき善意でありかつ重大な過失がなかったときは、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として損害賠償責任を負担する契約を締結しております。また、社外監査役 明智正彦氏、中嶋久夫氏、神尾康生氏との間で、同様の契約を締結する予定であります。

③ 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は取締役及び監査役を被保険者とする会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険（D&O保険）契約を保険会社との間で締結しております。保険料は全額当社が負担しております。取締役を含む被保険者の行為に起因して損害賠償請求がなされた場合、被保険者が負担する損害賠償額を当該保険契約によって補填することとしております。（ただし、故意又は重過失に起因する損害賠償請求は上記保険契約により補填されません。）当該保険契約は、次回更新時においても契約の継続を予定しております。

④ 当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等の総額

区 分	人 数	報 酬 等 の 額	摘 要	
	名	千円		
取 締 役	9	125,737		
監 査 役	4	14,944		
(うち、社外役員)	(6)	(22,696)	社外取締役 社外監査役	2名 4名
計	13	140,681		

- (注) 1. 上記報酬等の額には、役員退職慰労引当金の当事業年度増加額6,101千円（取締役7名4,957千円、監査役3名1,144千円）を含んでおります。
2. 当事業年度に係る報酬等は、2025年5月28日開催の第46期定時株主総会終結の時をもって退任した監査役1名を含んでおります。
3. 2025年5月28日開催の第46期定時株主総会の決議に基づき役員退職慰労金を社外監査役1名に対して、550千円支給しております。
4. 当事業年度に係る取締役及び監査役の業績連動報酬はありません。

⑤ 取締役の個人別報酬等の決定方針

当社は、取締役会において、取締役の個人別報酬等の決定方針について、以下のように決議いたしました。

1. 基本方針

当社の取締役報酬の基本方針は、企業理念を实践する優秀な人材を取締役として登用できる報酬とし、持続的な企業価値の向上を動機づけ、株主様をはじめとするステークホルダーに対して説明責任を果たせる、「透明性」「公正性」「合理性」の高い報酬体系としております。

2. 取締役の個人別の報酬等の決定に関する方針

個人別報酬は、固定報酬である基本報酬（月額報酬として支給）と、業績に応じて変動する業績連動報酬（賞与）で構成し、基本報酬額は、経済情勢、当社の成長力を考慮した水準とし、役割に応じて決定いたします。業績連動報酬については、短期業績連動報酬として、単年度の業績や目標達成度に連動する賞与を支給いたしますが、役割に応じて定める報酬構成比率により決定いたします。具体的な内容としては、当社の重要な指標として経常利益率8%を目標にしており、この8%を基準として経常利益率及び対前年比の推移を勘案して基準に基づき決定しております。

個人別の取締役報酬は、当社役員規程に基づき、個人別のスキルマトリックスを作成の上、社長が立案し、報酬委員会の答申を受け、その役割や責務、役位に応じ、取締役会の決議により決定しております。

3. 役員の報酬等に関する株主総会の決議

1994年12月27日開催の臨時株主総会において取締役報酬を年額200,000千円以内、監査役30,000千円以内とする旨を決議しております。当該臨時株主総会終結時点の取締役は10名、監査役は1名であります。

⑥ 取締役の個人別報酬等の内容が当該方針に沿うものであると取締役会が判断した理由

取締役の個人別の報酬等の内容の決定に当たっては、報酬委員会が報酬案について決定方針との整合性を含め審議しており、報酬委員会の審議、答申内容を踏まえた上で、取締役会で決定していることから、その内容は当該方針に沿うものであると判断しております。

⑦ 社外役員に関する事項

1. 重要な兼職先と当社との関係

参考書類（41頁、42頁）に記載した関係及び監査役 神尾康生氏が代表社員を務める税理士法人神尾アンドパートナーズと当社との間に税務顧問契約の取引がある以外の関係はありません。

2. 当事業年度における主な活動状況

区分	氏名	取締役会等への出席状況	主な活動状況
取締役	重松 史郎	取締役会 再発防止委員会 コンプライアンス委員会 12/13回 3/4回 4/4回	取締役会では主に経験豊富な法律の専門家としての視点から、当社経営陣の業務執行に関する適切な助言を行い、議案の審議において適宜意見を述べる等、社外取締役に期待される役割を果たしております。また、再発防止委員会及びコンプライアンス委員会では委員長として議事運営し、委員の意見等を取りまとめております。
取締役	池田 早織	取締役会 コンプライアンス委員会 13/13回 4/4回	取締役会では主に経験豊富な法律の専門家としての視点から、当社経営陣の業務執行に関する適切な助言を行い、議案の審議において適宜意見を述べる等、社外取締役に期待される役割を果たしております。また、コンプライアンス委員会では委員として適宜発言を行っております。
監査役	明智 正彦	取締役会 監査役会 10/10回 4/4回	取締役会では監査役の立場から適宜発言を行っており、監査役会では監査業務に関する意見を述べております。
監査役	中嶋 久夫	取締役会 監査役会 リスク管理委員会 13/13回 7/7回 3/3回	取締役会では監査役の立場から適宜発言を行っており、監査役会では監査業務に関する意見を述べております。また、リスク管理委員会では委員として適宜発言を行っております。
監査役	神尾 康生	取締役会 監査役会 コンプライアンス委員会 リスク管理委員会 12/13回 6/7回 4/4回 3/3回	取締役会では監査役の立場から適宜発言を行っており、監査役会では監査業務に関する意見を述べております。また、コンプライアンス委員会及びリスク管理委員会では委員として適宜発言を行っております。

- (注) 1. 再発防止委員会は、2023年5月23日に開示した雇用調整助成金の不正受給の返還事案の発生に際し設置した委員会であります。
2. 明智正彦氏については、2025年5月28日の監査役就任以降、当事業年度に開催された取締役会及び監査役会への出席状況を記載しております。
3. 社外取締役重松史郎氏、池田早織氏および社外監査役明智正彦氏、中嶋久夫氏、神尾康生氏は、2025年12月に発覚した取締役による不適切な経費精算等については、発覚まで当該事実を認識しておりませんでした。日頃から取締役会等において、法令遵守の視点に立った提言を行い、注意を喚起しておりました。発生後は、取締役会等において対応策及び再発防止策の審議に参加し、意見を述べております。

(4) 会計監査人に関する事項

- ① 会計監査人の名称
EY新日本有限責任監査法人
- ② 報酬等の額
 1. 当事業年度に係る会計監査人としての報酬等 34,500千円
 2. 当社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 34,500千円
 - 1) 当社と会計監査人との間の監査契約においては、会社法上の監査と金融商品取引法上の監査に対する報酬額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、上記の金額はこれらの合計額を記載しております。
 - 2) 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行った上で、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。
- ③ 責任限定契約の内容の概要
責任限定契約は締結しておりません。
- ④ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針
監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。
また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役会が監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

3. 会社の体制及び方針

(1) 業務の適正を確保する体制

- ① 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 1. 経営理念である「融和」「変革」「貢献」に基づいた「行動規範」を制定し、全取締役及び全使用人の企業活動の指針とし、法令遵守と社会倫理の遵守を徹底する。
 2. 代表取締役は、コンプライアンスの取り組みを統轄管理する責任者を任命し、全社を横断的に統轄する。
 3. 内部監査室は、コンプライアンス状況の監査を定期的実施し、取締役会に報告する。
 4. 取締役及び使用人は、法令、定款、組織規程、職務分掌規程等社内規程に基づいて業務を執行する。
 5. 取締役会は、原則毎月1回開催し、各部門の責任者は職務執行の状況を報告する。
 6. 内部監査室は、内部監査規程に従い内部監査計画を作成し、定期的に監査を実施する。内部監査の結果は、社長及び監査役に報告する。
 7. 当社は反社会的勢力に対しては、毅然とした態度で臨み、関係部署が連携・協力して組織的に対応し、不当要求や取引関係等一切の関係を持たない社内体制を構築する。
- ② 取締役の職務の執行に係わる情報の保存及び管理に関する体制
 1. 取締役の職務の執行に係わる文書は、文書管理規程に定める保存期間、保存場所に基づいて関連資料とともに適切に保存管理する。
 2. 取締役の意思決定に係わる文書は、取締役会規程に定める付議基準に基づき、議事録を作成し、保存期間に基づき保存管理する。
 3. 取締役及び監査役から閲覧の要請があった場合は、速やかに閲覧が可能な場所、方法を文書管理規程に定める。
- ③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 1. 代表取締役は、リスク管理に関する総括責任者を任命し、「経理規程」「安全衛生管理規程」「リスク管理規程」を制定する。
 2. 組織の全社的なリスク管理対応は総務部が「リスク管理規程」に基づいて行い、各部門所管業務に付随するリスク管理は、担当部門が行う。
 3. 内部監査室は、各部門毎のリスク管理の状況を監査し、その結果を定期的に取り締り報告する。
 4. 不測の事態が発生した場合は、社長を長とする対策本部を設置し、事業継続基本方針（BCP）に従い、生命・身体の安全確保を最優先とし、二次災害の防止と資産の保全を図り、危機がおよぼす損害や影響を最小限に抑える体制を整える。

- ④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - 1. 取締役会は原則毎月1回開催し、重要な項目について意思決定を行う。その意思決定に基づき各部門長が出席する経営会議において具体的な業務遂行の協議を行い、その決定により業務を展開する。
 - 2. 組織規程、職務分掌規程、職務権限規程において、責任者及びその執行手続について定め、これを周知徹底することで、効率的に職務の執行が行われる体制をとる。
 - 3. 執行役員制度を導入し、業務の意思決定機能と業務執行機能を分離し、両機能の迅速化と実行力の向上を図る。

- ⑤ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制
 - 1. 監査役が必要とした場合、監査役の職務の補助をする使用人を置くものとする。
 - 2. 監査の補助員は、監査役の指揮命令の下で職務を遂行し、他の業務との兼務は行わない。

- ⑥ 監査役の職務を補助すべき使用人の取締役からの独立性に関する事項
 - 1. 監査役の職務を補助する使用人は、監査役以外の者からの指揮命令を受けないものとする。
 - 2. 監査役の職務を補助する使用人の人事異動、人事考課、懲戒処分等については、監査役会の承認を受けるものとする。

- ⑦ 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制
 - 1. 監査役は取締役会の他、経営会議、地区部長会議などの重要会議に出席し、取締役及び使用人から職務の執行状況を聴取し、関係資料や文書を閲覧する。また必要に応じて取締役及び使用人に追加説明を求めることができるものとする。
 - 2. 取締役及び使用人は、監査役会に対して業績及び業績に重大な影響をおよぼす、又はおよぼす恐れのある事項が発生した場合は、直ちに報告するものとする。また、内部監査の実施状況は遅滞なく報告するものとする。
 - 3. 重要な議事録、稟議書等は、その都度監査役に回覧する。また、監査役が必要と判断したときは、いつでも取締役及び使用人に対して報告を求めることができるものとする。

- ⑧ その他の監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
1. 内部監査室は、監査役と内部監査計画及び方法等について定期的に協議を行い、内部監査の結果や指摘事項等について情報交換を行うなど連携を図る。
 2. 代表取締役は、監査役会と定期的に会合をもち意見の交換を行う。
 3. 監査役会は、必要に応じて弁護士、会計監査人等の専門家と会合を開催し意見交換を行う。
- ⑨ 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要
1. 2015年5月1日施行の改正会社法及び改正会社法施行規則に対応し、2015年5月15日開催の取締役会において「内部統制システムの整備に関する基本方針」を定めております。
 2. 主な会議の開催状況として取締役会は13回開催され、取締役の職務の執行状況の適法性を確保しております。また、再発防止委員会は4回、コンプライアンス委員会は4回、リスク管理委員会は3回開催され、それぞれ不祥事の再発防止、コンプライアンス及びリスクへの対応等に関する協議を行っております。
 3. 監査役は、監査役会において定めた監査計画に基づき監査を行うとともに、当社代表取締役及び取締役、内部監査室、会計監査人との間で意見交換を行い情報の連携を図っております。
 4. 内部監査室は、内部監査活動計画に基づき、当社の各部門の業務執行の内部統制監査を実施いたしました。

(2) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、業績を勘案しながら、将来の事業展開や経営基盤の強化のための内部留保を確保しつつ株主の皆様への利益還元を重視し、安定した配当を継続していくことを経営の基本方針としておりますが、利益確保が困難な場合は、経営状態や市場動向を慎重に判断し配当を決定いたします。当事業年度の配当については、期末配当を1株当たり5円50銭といたしました。2025年11月11日に実施した中間配当1株当たり5円50銭と合わせまして、年間配当は1株当たり11円となります。

(注) 本事業報告に記載の金額及び比率等は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

貸借対照表

(2026年2月28日現在)

(単位：千円)

科 目		金 額	科 目		金 額
資 産 の 部			負 債 の 部		
【流動資産】		[597,952]	【流動負債】		[1,104,559]
現金及び預掛	金	322,301	買掛	金	22,728
現売掛	金	99,560	短期借入	金	300,000
商材料及び貯蔵	品	19,810	一年内返済予定長期借入	金	207,757
原前払の倒引当	品用他金	27,668	リース債	務金	29,992
費		70,106	未払	金	349,296
倒引当		62,122	未払	費用	2,094
金		△3,616	未払法人税等		14,727
【固定資産】		[3,810,375]	未払事業所税		5,826
(有形固定資産)		(1,915,741)	未払消費税		62,072
建物		214,391	前受り	金	68,525
構築物		2,940	前受り	金	15,013
機械及び装置		6,534	前受り	益	3,911
車輜運搬用具		0	賞与引当	金	21,793
工器具		34,672	資産除去債	務	303
土地		1,645,856	その	他	516
リース資産		11,346	【固定負債】		[1,000,795]
(無形固定資産)		(206,433)	長期借入	金	456,960
の顧客関連資産		38,381	リース債	務	69,582
商標		2,672	退職給付引当	金	179,177
ソフトウェア		299	役員退職慰労引当	金	129,429
電話加入の		62,820	預り保証	金	54,629
その他の資産		79,177	資産除去債	務	108,368
投資有価証券		22,592	長期未払	金	1,080
投出長期前払		490	繰延税金負	債	1,567
成長保険積立		840,846	負債合計		2,105,355
保投資の倒引当		20	純資産の部		
貸倒引当		2,566	【株主資本】		[1,794,983]
		431,600	(資本)		(555,092)
		47,013	(資本)		(395,973)
		365,321	資本		395,907
		9,310	その他資本		66
		△8,478	(利益)		(1,010,932)
			利益		38,216
			その他利益		1,020,000
			繰越利益		△47,283
			(自己株式)		(△167,015)
			【評価・換算差額等】		[507,988]
			(その他有価証券評価差額金)		(507,988)
資産合計		4,408,327	純資産合計		2,302,971
			負債及び純資産合計		4,408,327

損益計算書

(2025年3月1日から2026年2月28日まで)

(単位：千円)

科 目	金	額
売上高		
クリーニング売上高	5,099,932	
その他の売上高	144,254	5,244,187
売上原価		
クリーニング売上原価	1,464,566	
その他の売上原価	20,455	1,485,022
売上総利益		3,759,165
販売費及び一般管理費		3,756,222
営業利益		2,942
営業外収入		
受取利息及び配当金	15,520	
受取家賃	65,520	
設備の売却益	16,506	
その他の営業外収入	13,442	110,990
営業外費用		
支払利息	12,814	
償却費用	5,251	
その他の営業外費用	92	18,159
経常利益		95,774
特別利益		
投資有価証券売却益	1,352	1,352
特別損失		
固定資産売却損	820	820
税引前当期純利益		96,306
法人税、住民税及び事業税	25,970	
法人税等調整額	16,455	42,425
当期純利益		53,880

株主資本等変動計算書

(2025年3月1日から2026年2月28日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本			
	資 本 金	資 本 剰 余 金		
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計
当 期 首 残 高	555,092	395,907	66	395,973
事業年度中の変動額				
剰余金の配当				
当期純利益				
自己株式の取得				
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)				
事業年度中の変動額合計	-	-	-	-
当 期 末 残 高	555,092	395,907	66	395,973

	株 主 資 本						
	利 益 剰 余 金					自己株式	株主資本合計
	利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金合計			
		別途積立金	繰越利益剰余金				
当 期 首 残 高	38,216	1,020,000	△43,292	1,014,924	△166,971	1,799,018	
事業年度中の変動額							
剰余金の配当			△57,872	△57,872		△57,872	
当期純利益			53,880	53,880		53,880	
自己株式の取得					△43	△43	
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)							
事業年度中の変動額合計	-	-	△3,991	△3,991	△43	△4,035	
当 期 末 残 高	38,216	1,020,000	△47,283	1,010,932	△167,015	1,794,983	

(単位：千円)

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
当 期 首 残 高	342,024	342,024	2,141,043
事業年度中の変動額			
剰余金の配当			△57,872
当期純利益			53,880
自己株式の取得			△43
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)	165,963	165,963	165,963
事業年度中の変動額合計	165,963	165,963	161,928
当 期 末 残 高	507,988	507,988	2,302,971

個 別 注 記 表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

市場価格のない株式等
以外のもの

時価法

(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算出)

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法

(2) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

商品・原材料及び貯蔵品

主として移動平均法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）

(3) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産及び投資不動産 (リース資産を除く)

定率法

ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）及び2016年4月1日以降に取得した建物附属設備並びに構築物については、定額法を採用しております。

② 無形固定資産 (リース資産を除く)

定額法

自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。
のれんについては5年又は10年、顧客関連資産については5年で償却しております。

③ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

④ 長期前払費用

均等償却によっております。

(4) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、回収不能見込額を計上しております。

a. 一般債権

貸倒実績率法によっております。

b. 貸倒懸念債権及び破産更生債権等

財務内容評価法によっております。

② 賞与引当金

従業員の賞与支給に充てるため、支給見込額のうち当期に負担すべき金額を計上しております。

- | | |
|-------------|---|
| ③ 退職給付引当金 | 従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務に基づき、当事業年度末において発生している額を計上しております。 |
| ④ 役員退職慰労引当金 | 役員に対する退職慰労金の支給に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。 |

(5) 収益及び費用の計上基準

収益認識基準

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。)等を適用しており、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしております。

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点(収益を認識する通常の時点)は以下のとおりであります。

- | | |
|-------------|--|
| ① クリーニング売上高 | 当社は、顧客に対してクリーニング・サービスを提供する義務を負っております。当該履行義務につきまちは、衣類等のクリーニング品を顧客が受け取れるようになった時点で収益を認識しております。 |
| ② 会員カード売上高 | 当社は、特別会員制度に加入している顧客に対して、会員特典サービスを提供しております。当該履行義務につきまちは、一定の期間にわたり移転される財又はサービスを提供する時に収益を認識しております。
なお、会員特典サービスの履行義務は、時の経過につれて充足されると判断し、入会時又は更新時に受領した対価を前受金に計上し、有効期間にわたり均等に収益を認識しております。 |
| ③ 商品その他の売上高 | 店頭での顧客からの注文に基づいて、洗剤等の商品を顧客に引き渡した時点で収益を認識しております。 |

なお、これらの収益は、顧客との契約において約束された対価にて算出しており、金融要素は含まれておりません。但し、クリーニング売上高については、顧客との契約において約束された対価から、ハンガーデポジット制度(立体仕上のクリーニング品に付属するハンガーを顧客が持参した際に買い取りを行う制度)のもとで買い取りを行ったハンガーの代金を控除した金額で算出しております。また、取引の対価は履行義務の充足前又は履行義務を充足してから短期間に受領しております。

2. 会計方針の変更に関する注記

〔法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準〕等の適用)

〔法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準〕(企業会計基準第27号 2022年10月28日。以下「2022年改正会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用しております。

法人税等の計上区分に関する改正については、2022年改正会計基準第20-3項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っております。

なお、当該会計方針の変更による計算書類への影響はありません。

3. 会計上の見積りに関する注記

(1) ホームクリーニング事業の有形・無形固定資産の評価

① 当事業年度の計算書類に計上した金額

ホームクリーニング事業に係る資産グループの有形・無形固定資産

有形固定資産 1,915,741千円

無形固定資産 206,433千円

② 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

・算出方法

当社は、キャッシュ・フローを生み出す最小単位として、工場を基本単位とした資産のグルーピングを行っております。ホームクリーニング事業に係る一部の資産グループについて、事業環境の変化に伴い収益性が低下したこと等により減損の兆候があると判断しました。これらの資産グループの減損損失の認識の判定の結果、当該資産グループから得られる割引前将来キャッシュ・フローの総額がその帳簿価額を上回っていることから、減損損失を認識しておりません。

資産グループの継続的使用によって生じる割引前将来キャッシュ・フローの見積りは、事業計画(翌期予算)に基づき算定しております。

・主要な仮定

割引前将来キャッシュ・フローの算出に用いた主要な仮定は、取締役会により承認された事業計画(翌期予算)を基礎とした翌期以降の売上高の成長率であります。

・翌事業年度の計算書類に与える影響

翌期以降の売上高の成長率が見込みどおりとならない場合は、翌事業年度以降に減損損失が発生し、計算書類に影響を与える可能性があります。

4. 貸借対照表に関する注記

(1) 担保に供している資産

建	物	72,316千円
土	地	1,059,929千円
投 資 不 動 産		290,591千円
合	計	1,422,837千円

上記資産について、一年内返済予定長期借入金207,757千円、長期借入金456,960千円の担保に供しております。

(2) 有形固定資産の減価償却累計額 2,057,056千円

(3) 投資不動産の減価償却累計額 8,315千円

5. 株主資本等変動計算書に関する注記

- (1) 当事業年度の末日における発行済株式の総数
普通株式 5,551,230株
- (2) 当事業年度の末日における自己株式の数
普通株式 290,204株
- (3) 当事業年度中に行った剰余金の配当に関する事項

決 議	株式の種類	配当金の総額	1株当たり配当額	基 準 日	効力発生日
2025年3月17日 取締役会	普通株式	28,936千円	5円50銭	2025年2月28日	2025年5月14日
2025年9月16日 取締役会	普通株式	28,936千円	5円50銭	2025年8月31日	2025年11月11日

- (4) 当事業年度の末日後に行う剰余金の配当に関する事項

決 議	株式の種類	配当金の総額	配当の原資	1株当たり 配当額	基 準 日	効力発生日
2026年3月16日 取締役会	普通株式	28,935千円	利益剰余金	5円50銭	2026年2月28日	2026年5月13日

- (5) 当事業年度末日における新株予約権の目的となる株式の種類及び数
該当事項はありません。

6. 税効果会計に関する注記

(1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生 の 主な原因別内訳

(繰延税金資産)

税務上の繰越欠損金	276,460千円
賞与引当金	6,646千円
貸倒引当金	3,797千円
退職給付引当金	56,261千円
役員退職慰労引当金	40,640千円
資産除去債務	34,120千円
投資有価証券評価損	125,194千円
減損損失	80,052千円
資産調整勘定	12,820千円
その他	6,449千円
<u>繰延税金資産小計</u>	<u>642,445千円</u>
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額	△246,375千円
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	△342,054千円
<u>評価性引当額小計</u>	<u>△588,430千円</u>
繰延税金資産合計	54,015千円

(繰延税金負債)

資産除去債務	△3,048千円
その他有価証券評価差額金	△51,553千円
その他	△981千円
<u>繰延税金負債合計</u>	<u>△55,583千円</u>

<u>繰延税金資産の純額</u>	<u>△1,567千円</u>
------------------	-----------------

(2) 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

2025年3月31日に「所得税法等の一部を改正する法律」(令和7年法律第13号)が国会で成立し、2026年4月1日以後開始する事業年度より法人税率等が引き上げられることになりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算において使用する法定実効税率は、2027年3月1日以降に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異等について、30.5%から31.4%に変更されます。

なお、当該変更による影響は軽微であります。

7. 金融商品に関する注記

1 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取り組方針

当社は、資金運用については主に短期的な預金等としており、また、資金調達については銀行借入や社債発行による方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

投資有価証券は主として株式であり、市場価格の変動リスクに晒されていますが、主に業務上の関係を有する企業の株式であり、定期的に時価を把握しております。

差入保証金は、主に工場、営業所の賃借によるものであり、賃貸人の信用リスクに晒されておりますが、適宜、賃貸人の信用状況の把握に努めております。

長期借入金は、主に設備投資に係る資金調達であり、変動金利の借入金は、金利の変動リスクに晒されていますが、返済期限を原則として5年以内としており、固定金利と変動金利のバランスを考慮し、金利の変動リスクの低下に努めております。

(3) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

2 金融商品の時価等に関する事項

2026年2月28日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については次のとおりであります。「現金及び預金」、「短期借入金」、「未払金」については、現金であること及び短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、記載を省略しております。

	貸借対照表計上額 (千円)	時 価 (千円)	差 額 (千円)
(1) 投資有価証券			
その他有価証券	828,846	828,846	—
(2) 差入保証金	431,600	419,072	△12,528
資 産 計	1,260,446	1,247,918	△12,528
(1) 長期借入金(※)	664,717	664,714	△2
負 債 計	664,717	664,714	△2

(※1) 長期借入金には、1年内返済予定の長期借入金を含めて表示しております。

(※2) 市場価格のない株式等は、(1)投資有価証券に含まれておりません。当該金融商品の貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

	貸借対照表計上額 (千円)
非上場株式	12,000
合 計	12,000

3 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で貸借対照表に計上している金融商品

区分	時価 (千円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券				
その他有価証券				
株式	815,016	—	—	815,016
投資信託	—	13,830	—	13,830
資産計	815,016	13,830	—	828,846

(2) 時価で貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

区分	時価 (千円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
差入保証金	—	419,072	—	419,072
資産計	—	419,072	—	419,072
長期借入金	—	664,714	—	664,714
負債計	—	664,714	—	664,714

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

投資有価証券

上場株式は相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。

投資信託は、市場における取引価格が存在せず、解約又は買戻請求に関して市場参加者からリスクの対価を求められるほどの重要な制限がないため、基準価額を時価とし、レベル2の時価に分類しております。

差入保証金

差入保証金については、将来のキャッシュ・フローを国債の利回り等、適切な指標の利率で割り引いた現在価値により、レベル2の時価に分類しております。

長期借入金

長期借入金の時価は、元利金の合計額と、当該債務の残存期間及び信用リスクを加味した利率を基に、割引現在価値法により算定し、レベル2の時価に分類しております。なお、1年以内に返済予定の長期借入金を含めた金額を記載しております。

8. 賃貸等不動産に関する注記

1 賃貸等不動産の状況に関する事項

当社では、福岡県その他の地域において、賃貸用のマンション等（土地を含む）を有しております。

2 賃貸等不動産の時価に関する事項

貸借対照表計上額（千円）	時価（千円）
365,321	595,967

(※1) 貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額及び減損損失累計額を控除した金額であります。

(※2) 当期末の時価は、不動産鑑定評価額のほか、適切に市場価格を反映していると考えられる指標に基づく金額等を採用しております。

9. 関連当事者との取引に関する注記

該当事項はありません。

10. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額	437円74銭
(2) 1株当たり当期純利益	10円24銭
1株当たり当期純利益の算定の基礎	
損益計算書上の当期純利益	53,880千円
普通株式に係る当期純利益	53,880千円
普通株式の期中平均株式数	5,261,086株

11. 収益認識に関する注記

(1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：千円)

	クリーニング売上高	会員カード売上高	商品その他の売上高	合計
一時点で移転される財又はサービス	5,099,932	—	29,758	5,129,691
一定の期間にわたり移転される財又はサービス	—	114,495	—	114,495
顧客との契約から生じる収益	5,099,932	114,495	29,758	5,244,187
外部顧客への売上高	5,099,932	114,495	29,758	5,244,187

(2) 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

収益を理解するための基礎となる情報は「1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記 (5) 収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

(3) 当事業年度及び翌事業年度以降の収益の金額を理解するための情報

① 契約資産及び契約負債の残高等

(単位：千円)

	当事業年度
顧客との契約から生じた債権（期首残高）	93,030
顧客との契約から生じた債権（期末残高）	99,560
契約負債（期首残高）	62,258
契約負債（期末残高）	68,525

契約負債は、主に会員カード売上高について継続して役務の提供を行う契約について、顧客から受け取った前受金に関するものであります。当該契約負債は、収益の認識に伴い取り崩されます。

なお、当事業年度に認識された収益の額のうち期首現在の契約負債残高に含まれていた額は62,258千円であります。

② 残存履行義務に配分した取引価格

当社では、当初の予想契約期間が1年を超える重要な取引がないため、実務上の便法を適用し、残存履行義務に関する情報の記載を省略しております。

12. 記載金額は表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2026年4月18日

株式会社 きよくとう

取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

福岡事務所

指定有限責任社員 公認会計士 久保英治
業務執行社員指定有限責任社員 公認会計士 廣住成洋
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社きよくとうの2025年3月1日から2026年2月28日までの第47期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告書

監 査 報 告 書

当監査役会は、2025年3月1日から2026年2月28日までの第47期事業年度における取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。
 - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。
 - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

- (1) 事業報告等の監査結果
 - ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
 - ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
 - ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果
会計監査人 E Y 新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2026年4月20日

株式会社 きよくとう 監査役会

常勤監査役（社外監査役）	明	智	正	彦	Ⓞ
社外監査役	神	尾	康	生	Ⓞ
社外監査役	中	嶋	久	夫	Ⓞ

以上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 取締役8名選任の件

取締役全員（8名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役8名の選任をお願いするものであります。なお、本議案につきましては、取締役会の諮問機関として設置した指名委員会の答申を踏まえ、取締役会にて候補者を決定しております。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者 番号	氏 名	候補者属性		現在の当社に おける地位	取締役候補者に特に期待する分野						
					企業 経営	財務/ ファイ ナンス /M&A	営業/ マーケ ーティ ング	生産/ 技術/ 工場 運営	法務/ リスク マネジ メント	IT/ デジ タル	多様性
1	牧平 年廣	再任		代表取締役会長	●		●	●			●
2	井上 和美	再任		代表取締役社長	●		●	●			●
3	丸林 凡和	再任		取締役	●	●			●		●
4	村上 忍	再任		取締役			●	●			●
5	山口 強志	再任		取締役			●			●	●
6	重松 史郎	再任	社外 独立	取締役					●		●
7	池田 早織	再任	社外 独立	取締役					●		●
8	永田 真一	新任	社外 独立	——	●		●	●			●

候補者
番号

1

マキヒラ
牧平トシヒロ
年廣

(1933年9月10日生)

所有する当社株式数：1,591,700株

再任

略歴、当社における地位、担当、及び重要な兼職の状況

- 1964年 6月 福岡ベビーランドリー企業組合設立
- 1978年 3月 社名を有限会社極東化学ドライとし 代表取締役社長就任
- 1980年 7月 社名を株式会社きよくととし 代表取締役社長就任
- 2017年 3月 代表取締役会長兼社長就任
- 2019年 3月 代表取締役会長就任
- 2022年 9月 代表取締役会長兼社長就任
- 2024年 7月 学校法人鎮西学院理事就任（現任）
- 2026年 3月 代表取締役会長就任（現任）

【選任理由】

牧平年廣氏は、当社創業者であり、2019年2月まで代表取締役社長として、その強力なリーダーシップとマーケットのニーズを掴む発想力で当社を牽引してまいりました。2022年9月、再び社長に就任し、当社の事業基盤の強化、拡大に向けた成長戦略を牽引しており、2026年3月には会長に就任し、その職務を適切に遂行していることから、当社取締役として適任であると判断し、引き続き取締役候補者としております。

候補者
番号

2

イノウエ
井上カズミ
和美

(1964年3月28日生)

所有する当社株式数：17,600株

再任

略歴、当社における地位、担当、及び重要な兼職の状況

- 1985年 1月 当社入社
- 1998年 9月 業務本部長就任
- 2011年 3月 執行役員九州本部地区部長就任
- 2012年 5月 取締役九州本部地区部長就任
- 2015年 3月 取締役業務本部副本部長兼生産部長就任
- 2018年10月 取締役業務本部長就任
- 2022年 5月 常務取締役業務本部長就任
- 2024年 3月 常務取締役業務統括就任
- 2025年 3月 取締役副社長就任
- 2026年 3月 代表取締役社長就任（現任）

【選任理由】

井上和美氏は、当社の生産や営業の経験が豊富であり、事業の根幹である工場及び店舗の運営に深い見識を持っています。また、強いリーダーシップを発揮して社内組織の統率及び経営課題の解決に積極的に取り組み、2026年3月には社長に就任し、その職務を適切に遂行していることから、当社取締役として適任であると判断し、引き続き取締役候補者としております。

候補者
番号

3

マルバヤシ
丸林ツネカズ
凡和

(1956年11月2日生)

所有する当社株式数：2,000株

再任

略歴、当社における地位、担当、及び重要な兼職の状況

1980年4月 株式会社西日本相互銀行（現 株式会社西日本シティ銀行）入行
 2008年6月 同行執行役員総務部長就任
 2010年6月 九州カード株式会社代表取締役専務就任
 2018年6月 西日本信用保証株式会社代表取締役専務就任
 2021年5月 当社常勤監査役就任
 2024年5月 取締役管理本部長就任（現任）

【選任理由】

丸林凡和氏は、金融機関における長年の経験による専門的知識を有するとともに、銀行グループ会社の代表取締役などを歴任し、財政・金融・その他経営に関する高い見識を有しており、また、当社の監査役を3年務めた経験から、管理本部長として、経営基盤の強化及び内部統制の強化を果たしました。その職務を適切に遂行していることから、当社取締役として適任であると判断し、引き続き取締役候補者としております。

候補者
番号

4

ムラカミ
村上シノブ
忍

(1959年2月14日生)

所有する当社株式数：24,500株

再任

略歴、当社における地位、担当、及び重要な兼職の状況

1978年4月 東洋製缶株式会社入社
 1980年2月 当社入社
 1996年3月 広島地区本部長就任
 2004年5月 執行役員福岡南部地区スーパーバイザー就任
 2007年5月 取締役九州地区副本部長就任
 2014年11月 執行役員九州中地区地区部長就任
 2021年3月 執行役員業務本部付部長就任
 2022年5月 取締役業務本部部长就任
 2022年9月 取締役業務本部副本部長就任
 2024年3月 取締役営業開発部長就任（現任）

【選任理由】

村上忍氏は、当社入社後業務関連の要職を歴任し、2024年3月より営業開発部長として、店舗開発等において大きな役割を果たし、その職務を適切に遂行していることから、当社取締役として適任であると判断し、引き続き取締役候補者としております。

候補者
番号5 ヤマグチ ツヨシ
山口 強志 (1951年12月13日生)

所有する当社株式数：2,000株

再任

略歴、当社における地位、担当、及び重要な兼職の状況

1974年4月 株式会社西広入社
 1985年9月 株式会社大洋入社 営業部長就任
 1989年4月 同社専務取締役就任
 2017年5月 当社取締役就任
 2019年5月 取締役経営企画室長就任
 2022年5月 取締役任期満了により退任
 2023年6月 株式会社大洋代表取締役社長就任（現任）
 2023年6月 当社取締役経営企画室長就任（現任）

【選任理由】

山口強志氏は、他社において長くマーケティングに携わっており、同社の経営陣としても長い経験を持ち、当社では2023年より経営企画室長として多くの企画提言を行い、事業領域の拡大や新規事業の開拓において、その職務を適切に遂行していることから、当社の取締役として適任であると判断し、引き続き取締役候補者としております。

候補者
番号6 シゲマツ シロウ
重松 史郎 (1947年12月1日生)

所有する当社株式数：10,000株

再任

略歴、当社における地位、担当、及び重要な兼職の状況

社外

独立

1979年11月 司法書士国家試験合格
 1980年3月 日本司法学院講師就任
 1987年11月 司法書士重松事務所開設 代表就任（現任）
 1994年4月 学校法人実教学園理事就任
 2017年6月 社会福祉法人那珂川福祉会理事就任（現任）
 2018年6月 学校法人鎮西学院理事就任
 2019年5月 当社取締役就任（現任）
 2022年2月 学校法人鎮西学院理事長就任（現任）

【選任理由及び期待される役割】

重松史郎氏は、司法書士として法務部門の豊富な見識と学校法人理事長としての経営経験を活かし、当社経営において重要な助言や業務遂行の適切な監督を行っていただいております。今後の当社のガバナンス体制の強化と適切な企業経営を維持していくために必要な意見をいただけるものと期待し、引き続き社外取締役候補者としております。

候補者
番号 7 ^{イケダ}池田 ^{サオリ}早織 (1983年6月8日生)

所有する当社株式数：0株

再任

略歴、当社における地位、担当、及び重要な兼職の状況

社外

2010年12月 弁護士登録（福岡県弁護士会）

2011年1月 徳永・松崎・斉藤法律事務所入所

独立

2021年4月 同所パートナー弁護士（現任）

2024年5月 当社取締役就任（現任）

2024年6月 大石産業株式会社取締役監査等委員（社外）就任（現任）

【選任理由及び期待される役割】

池田早織氏は、社外役員となる以外の方法で会社経営に関与したことはありませんが、弁護士としての高い知見や経験を有しており、当社のコーポレートガバナンスとコンプライアンス強化を図る上で、法的知識を活かし、経営に対する的確な助言や業務遂行の適切な監督を行っていただいております。今後も当社のガバナンス体制の強化と適切な企業経営を維持していくために必要な意見をいただけるものと判断し、引き続き取締役候補者としております。

候補者
番号 8 ^{ナガタ}永田 ^{シンイチ}真一 (1973年6月21日生)

所有する当社株式数：6,000株

新任

略歴、当社における地位、担当、及び重要な兼職の状況

社外

1996年4月 永田化学有限会社入社

2009年12月 有限会社ヤングドライ丸亀代表取締役就任（現任）

独立

2012年10月 有限会社ヤングドライ徳島・川内（現株式会社ヤングドライ徳島）代表取締役就任（現任）

2020年4月 永田化学有限会社代表取締役就任（現任）

【選任理由及び期待される役割】

永田真一氏は、クリーニング業界における長年に亘る経験による豊かな知識と法人代表者としての経営経験があり、経営全般に関する高い見識を有しております。これらの専門知識と知見を活かし、当社の経営において、的確な助言や意見をいただくと判断し、取締役候補者としております。

- (注) 1. 各候補者と当社との間に特別な利害関係はありません。
 2. 山口強志氏が代表取締役社長を務める株式会社大洋と当社との間には、販促品などの営業取引があります。
 3. 重松史郎氏が代表である司法書士重松事務所と当社との間には、登記業務委託取引があります。
 4. 重松史郎氏は社外取締役候補者であり、当社社外取締役在任期間は、本総会の終結の時をもって7年となります。
 5. 重松史郎氏は、東京証券取引所の定める独立役員として同取引所に届け出ており、原案どおり選任された場合、引き続き独立役員となる予定であります。
 6. 重松史郎氏の選任が承認された場合、当社は同氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令で定める最低責任限度額となる予定であります。

7. 重松史郎氏および池田早織氏は、2025年12月に発覚した取締役による不適切な経費精算等については、発覚まで当該事実を認識しておりませんでした。日頃から取締役会等において、法令遵守の視点に立った提言を行い、注意を喚起しておりました。発生後は、取締役会等において対応策及び再発防止策の審議に参加し、意見を述べております。
8. 池田早織氏が所属する徳永・松崎・斉藤法律事務所の別の弁護士と当社との間には、株主総会開催に関する委任契約があります。
9. 池田早織氏は社外取締役候補者であり、当社社外取締役在任期間は、本総会の終結の時をもって2年となります。
10. 池田早織氏は、東京証券取引所の定める独立役員として同取引所に届け出ており、原案どおり選任された場合、引き続き独立役員となる予定であります。
11. 池田早織氏と当社は、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する最低責任限度額としております。同氏が取締役になされた場合、当社は同氏と当該契約の継続を予定しております。
12. 池田早織氏の戸籍上の氏名は、古賀早織であります。
13. 永田真一氏は新任の社外取締役候補者であります。
14. 永田真一氏の選任が承認された場合、同氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として、同取引所に届け出る予定であります。
15. 永田真一氏の選任が承認された場合、当社は同氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令で定める最低責任限度額となる予定であります。
16. 当社は取締役及び監査役を被保険者とする会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険（D&O保険）契約を保険会社との間で締結しております。保険料は全額当社が負担しております。取締役を含む被保険者の行為に起因して損害賠償請求がなされた場合、被保険者が負担する損害賠償額を当該保険契約によって補填することとしております。（ただし、故意又は重過失に起因する損害賠償請求は上記保険契約により補填されません。）なお、各候補者が取締役に就任した場合、当該保険の被保険者となります。当該保険契約は、次回更新時においても契約の継続を予定しております。

第2号議案 補欠監査役1名選任の件

2022年5月31日開催の第43期定時株主総会において選任いただいた補欠監査役竹原央裕氏の選任の効力が本総会開始の時までとなっております。つきましては、法令に定める監査役員数を欠くことになる場合に備え、改めて補欠監査役1名の選任をお願いするものであります。なお、その選任の効力は就任前に限り、監査役会の同意を得て、取締役会の決議によりその選任を取り消すことができるものとさせていただきます。

本議案につきましては、取締役会の諮問機関として設置した指名委員会の答申を踏まえ、取締役会にて候補者を決定しております。また、監査役会の同意を得ております。

補欠監査役候補者は次のとおりであります。

カワカミ トモアキ
川上 知明

(1956年1月27日生)

所有する当社株式数：0株

社外

略歴

- 1978年4月 株式会社福岡相互銀行（現 株式会社西日本シティ銀行）入行
- 2007年6月 同行執行役員グループ統括部長就任
- 2009年6月 同行常勤監査役就任
- 2015年6月 西日本信用保証株式会社代表取締役社長就任
- 2017年6月 株式会社NTTデータNCB副社長就任
- 2019年6月 株式会社西日本書庫センター代表取締役社長就任

【選任理由】

川上知明氏は、金融機関における長年に亘る経験による豊かな知識を有するとともに、監査役や関係会社役員を歴任し、経営全般に関する高い見識を有しております。これらの専門知識と知見により、その職務を適切に遂行できるものと判断し、補欠の社外監査役候補者として選任をお願いするものであります。

- (注)
1. 川上知明氏と当社との間に特別な利害関係はありません。
 2. 川上知明氏は新任の補欠社外監査役候補者であり、当社の業務執行経験はありません。
 3. 川上知明氏が社外監査役に就任した場合、当社は同氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令で定める最低責任限度額となる予定であります。
 4. 当社は取締役及び監査役を被保険者とする会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険（D&O保険）契約を保険会社との間で締結しております。保険料は全額当社が負担しております。取締役を含む被保険者の行為に起因して損害賠償請求がなされた場合、被保険者が負担する損害賠償額を当該保険契約によって補填することとしております。（ただし、故意又は重過失に起因する損害賠償請求は上記保険契約により補填されません。）なお、川上知明氏が社外監査役に就任した場合、当該保険の被保険者となります。当該保険契約は、次回更新時においても契約の継続を予定しております。

第3号議案 退任取締役に対する退職慰労金贈呈の件

取締役齊藤博氏は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては同氏の在任中の功労に報いるため、当社所定の役員退職慰労金規程により、最終月額報酬、在職年数等を勘案し、一定の基準に従い、相当額の範囲内で退職慰労金を贈呈いたしたいと存じます。退職慰労金については、取締役として当社経営に対し適切に関与し、業務遂行に尽力したため贈呈するもので、相当であると判断しております。なお、その具体的な金額、贈呈の時期、方法等につきましては取締役会にご一任いただきたいと存じます。

退任取締役の略歴は次のとおりであります。

サイ トウ ヒロシ
齊藤 博

略歴

- 2017年5月 取締役営業開発部付部長兼九州県南地区部長就任
- 2022年9月 取締役開発本部長兼新規事業部長就任
- 2023年8月 取締役営業開発部長就任
- 2024年3月 取締役業務本部長就任
- 2026年3月 取締役営業開発部担当就任（現任）

以 上

株主総会会場ご案内図

会 場 : 福岡市博多区石城町2番1号
福岡国際会議場 4階 411・412号室



(交通のご案内)

- ・博多駅方面より (西鉄バス)
 - (乗車) 博多駅センタービル前より中央埠頭行き (88番)
 - (下車) 国際会議場・サンパレス前 徒歩すぐ
 - (乗車) 博多駅センタービル前より博多埠頭行き (99番)
 - (下車) 国際センター・サンパレス前 徒歩すぐ
- ・天神方面より (西鉄バス)
 - (乗車) 天神ソラリアステージ前 中央埠頭行き (80番)
 - (下車) 国際会議場・サンパレス前 徒歩すぐ